

給与所得者の確定申告

給与所得者は、勤務先での「年末調整」によってその年の納税が完了しますが、次の要件に該当するかたは、確定申告が必要になります。

- 確定申告をしなければならないかた

平成14年分の給与の収入金額が、2,000万円を超えるかた
給与所得や退職所得以外の所得金額(不動産の貸付、原稿料、満期保険金の受け取りなど)の
合計額が20万円を超えるかた
給与を2箇所以上からもらっているかた

- 確定申告をすると所得税が還付されるかた

マイホームを住宅ローンなどで取得したかた
出産や病気などで医療費が多くかかったかた
地震、風水害、盗難によって住宅や家財に損害を受けたかた
年途中で退職し、平成14年中に年末調整をされなかったかた



- 申告にあたっての注意

勤務先から交付された源泉徴収票が必要になります。
控除の種類に応じて領収書や証明書などが必要になります。
還付金の受け取りは、預金口座への振込みになりますので、ご本人名義の通帳が必要になります。



なお、町では、今年の確定申告から申告者ご自身が作成する「自書申告」を推進しますのでご協力ください。

申告書やその他収支内訳書などの作成は必ずご自分で書いていただき、わからない点について職員がアドバイスをさせていただきます。

〔問合先〕役場税務課(内線116) 岐阜南税務署 ☎ 271・7111

確定申告の相談 岐阜南税務署

お知らせ

岐阜南税務署では、平成14年分の所得税、消費税および贈与税の確定申告の相談を岐阜南市民会館(岐阜市加納丸ノ内10・加納城跡北側)で行います。

開設期間 2月3日(月)~3月17日(月)
(土曜日、日曜日および祝日を除きます。)

受付時間 午前9時~午後4時
ただし、正午~午後1時は受付いたしません。

また、この期間中は税務署での確定申告相談は行いませんので
お間違いのないようお願いします。

